東京医科歯科大学病院医師臨床研修管理委員会規則

（平成１６ 年４ 月１ 日
規 則 第２１９ 号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学附属病院（以下「本院」という）に、医師法（昭和２３年法律第２０１号）第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令（平成１４年厚生労働省令第１５８号）第６条第１項の規定に基づき、東京医科歯科大学病院医師臨床研修管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

（目的）

第２条　委員会は、本院における医師臨床研修（以下「研修」という）を効率的かつ円滑・安全に実施するため、研修内容の管理と運営を担当する。

（業務）

第３条　委員会は、次の業務を行う。

(1) 医師法（昭和２３年法律第２０１号）第１６条の２第１項に規定する臨床研修における医師臨床研修プログラム（以下「研修プログラム」という）の作成と運営に関すること。

(2) 研修プログラムにおける臨床研修病院群の形成に関すること。

(3) 臨床研修病院群に属する協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設との協議・連絡に関すること。

(4) 研修プログラムの内容の管理と実績の評価に関すること。

(5) 研修修了認定の可否に関すること。

(6) 研修プログラムに所属する研修医の処遇、健康管理等に関すること。

(7) 研修修了後及び中断後の進路について、相談等の支援に関すること。

(8) 研修の中断勧告に関すること。

（組織）

第４条　委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 病院長

(2) 総合教育研修センター職員（医科教育研修部門担当）

(3) 本院の研修プログラムにおいて研修医が東京医科歯科大学で研修を行う各診療部門・分野等の長

(4) 本院の臨床研修プログラムの臨床研修病院群に属する協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の研修実施責任者

(5) 本院が管理する研修プログラムの責任者

(6) 前各項に掲げる者並びに本院、本院と共同して医師臨床研修を行う協力型臨床研修病院及び研修協力施設に所属する者を除く医師

(7) 病院事務部長

(8) その他総合教育研修センター医科教育研修部門長が必要と認めた者

（委員長）
第５条　委員会に委員長を置き、総合教育研修センター医科教育研修部門長をもって充てる。

（委員会の招集等）
第６条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（会議）
第７条　委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委員が会議に出席できないときは、委任状の提出をもって出席したものとみなすこととする。
２　議事は、前項の規定により、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（卒後臨床研修問題専門委員会）
第９条　委員会に、業務を円滑に実施するために、東京医科歯科大学病院医師臨床研修問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
２　委員会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
３　専門委員会の組織運営については、別に定める。

（事務）
第１０条　委員会の事務は、病院事務部労務課が処理する。

（雑則）
第１１条　この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、別に定める。

（その他）
第１２条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年１月１８日規則第４号）
この規則は、平成２４年１月１８日から施行する。
附　則（平成２６年３月３１日規則第１９号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２７年３月１０日規則第２６号）

この規則は、平成２７年３月１０日から施行する。

附　則（令和３年１月２９日規則第１０号）

この規則は、令和３年１月２９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。